

第七回 参議院社会労働委員会會議録第四号

昭和六十一年十一月二十七日(木曜日)
午後五時五十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 佐々木 満君
理事 岩崎 純三君
田代出紀男君
永久八重子君
中西 珠子君

委員 石井 道子君
石本 茂君
関口 恵造君
曾根田郁夫君
田中 正巳君
前島英三郎君
宮崎 秀樹君
千葉 景子君
対馬 孝且君
浜本 万三君
中野 鉄造君
沓脱タケ子君
佐藤 昭夫君
藤井 恒男君

衆議院議員

修正案提出者

国務大臣

厚生 大臣 斎藤 十朗君
農林水産大臣 加藤 六月君
運輸 大臣 橋本龍太郎君
労働 大臣 平井 卓志君

政府委員

厚生大臣官房長

北郷 勲夫君

厚生省保健医療局長 仲村 英一君

厚生省保健医療局老人保健部長 黒木 武弘君

林野庁長官 田中 宏尚君

運輸大臣官房国 丹羽 晟君

有鉄道部長 岡部 晃三君

労働大臣官房長 齋藤 邦彦君

労働大臣官房審 小粥 義朗君

議官 労働省労働局長 白井晋太郎君

局長 労働省職業安定 此村 友一君

事務局側

常任委員会専門 員

本日の會議に付した案件

○老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄施設労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千業動力車労働組合関係)(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を含む。)」(第百六回国会内閣提出、第百七回国会衆議院送付)

○委員長(佐々木満君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

○委員長(佐々木満君) 老人保健法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(佐々木満君) 委員長、委員長。

○委員長(佐々木満君) 我々が、老人保健法等の一部改正案の趣旨説明を本委員会に上程することに反対をいたします。

その理由は、もう明後日が会期末でございますし、本日は定例の労働日でもありますので、当然のこととして審議未了、廃案になるべきものでありますから上程に反対です。

○委員長(佐々木満君) 委員長に申し上げますが、理事会の決定のとおり議事を進めさせていただきます。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○国務大臣(斎藤十朗君) ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

人口の高齢化が急速に進む中で、増加の避けられない老人医療費を適正なものとし、国民がいかに公平に負担していくかということは、老人保健制度を長期的に安定したものとしていく上で不可欠の課題であります。

また、今後急増すると予想される寝たきり老人等の要介護老人に対し、保健・医療・福祉を通じて総合的な施策の展開が求められております。

こうした状況等を踏まえ、老人保健制度を幅広く見直すこととし、老人保健法等の一部を改正する法律案を第百四回国会に提出したところでありますが、継続審議となった後、第百五回国会にお

と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐々木清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(佐々木清君) 労働問題に関する調査を議題といたします。

この際、便宜から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案による雇用の安定に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

雇用の安定に関する決議案

産業構造の変化、昨年来の円高の進展等を背景に、雇用失業情勢はまことに厳しいものがあり、今後、不況業種や一定の地域を中心に、情勢のさらに悪化することが懸念されている。このような事態に適切に対処するため、この際、政府は、雇用の安定を確保することは喫緊の最重要課題であるとの認識のもとに、次の事項に留意して施策の推進に努めるべきである。

一、内需を中心に景気の着実な拡大を図り、雇用機会の増大を確保することが基本的に重要との観点から、経済・産業政策と一体となつた総合的雇用政策を推進すること。

二、深刻な状況に置かれている各産業、各地域における雇用動向を迅速、的確に把握しつつ、国と地方が一体となつて、これらの雇用問題に適切かつ機動的に対処するため、現行諸制度の弾力的運用と拡充を図ること。

三、長期的な雇用機会の維持、拡大の見地にも立って、週休二日制の普及等労働時間の短縮を推進すること。また、海外投資による産業空洞化問題への対処にも配慮すること。

以上でございます。

本決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐々木清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平井労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。平井労働大臣。

○国務大臣(平井卓志君) ただいまの御決議につきましては、政府といたしましてもその御趣旨を十分理解し、雇用の安定に関する対策の充実に取り組んでまいり所存でございます。

○委員長(佐々木清君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時四分散会

十一月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、老人保健法等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正)

老人保健法等の一部を改正する法律案

老人保健法等の一部を改正する法律

第一条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「医療以外」を「医療等以外」に、「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第三節 医療」を「第三節 医療及び特定療養費の支給」に改め、「医療の実施」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第七條第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この法律に規定する保険者の拠出金等に関する重要事項」を「老人保健に関する重要事項(第二十条に規定する医療等以外の保健事業に関する事項並びに第三十条第一項及び第三十一条の二第七項に規定する事項を除く。次項において同じ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

三 審議会は、老人保健に関する重要事項について、関係行政機関に対し意見を述べることが出来る。

第十二条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 特定療養費の支給(医療費の支給を含む。第十七条の二、第三十一条の二及び第三十二条を除き、以下同じ。)
第十七条中掲げる給付の下に「第三十一条の二第一項に規定する厚生大臣が定める療養に係るものを除く。」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(特定療養費の支給)
第十七条の二 特定療養費の支給は、疾病又は負傷に関して第三十一条の二第一項の規定により支給する給付とする。
「第二節 医療以外の保健事業」を「第二節 医療等以外の保健事業」に改める。
第二十条の前の見出し中「医療」を「医療等」に改め、同条中「医療の下に」及び「特定療養費の支給(以下この節において「医療等」という。)」を加える。
第二十一条から第二十四条までの規定中「医療以外」を「医療等以外」に改める。
第三章第二節中第二十四条の次に次の一条を加える。
(保健サービス等との連携及び調整等)
第二十四条の二 市町村は、医療等以外の保健事業の実施に当たっては、第二十二條に規定する保健サービス及び老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)その他の法令に基づき福祉サービスとの連携及び調整に努めるとともに、その計画的推進を図らなければならない。
「第三節 医療」を「第三節 医療及び特定療養費の支給」に改める。
「第一款 医療の実施」を「第一款 医療の実施及び特定療養費の支給」に改める。
第二十八条第一項第一号中「四百円」を「^{八百}円」に改め、同項第二号中「三百円」を「^{五百}円」に改め、同条第三項を次のように改める。

三 厚生大臣が定める疾病に係る医療を受けている者であつて厚生省令で定めるところにより市町村長の認定を受けたものが、当該疾病に係る医療を受けた場合において、その者が同一の月に同一の保険医療機関等に支払つた第一項第二号の一部負担金の額の合計額(当該認定を受けた月以後の期間に係る同号の一部負担金の額の合計額とする。)が政令で定める額に達するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、同号の一部負担金は、その月のその後の期間については、支払うことを要しない。
第三十一条の次に次の一条を加える。
(特定療養費)
第三十一条の二 市町村長は、この法律の規定による医療を受けることができる者(以下「老人医療受給対象者」という。)が、健康保険法第四十四条第一項に規定する特定承認保険医療機関若しくは国民健康保険法第五十三条第一項に規定する特定承認療養取扱機関(以下「特定承認保険医療機関等」という。)のうち自己の選定するものについて療養を受けたとき、又は保険医療機関等のうち自己の選定するものについてその者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生大臣が定める療養を受けたときは、その者に對し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。
二 特定療養費の額は、当該療養につき第三十条第一項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。以下この項において「特定療養費算定額」という。)から第二十八条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額とする。ただし、前

項に規定する厚生大臣が定める療養と併せて第十七条第一号から第四号までに掲げる給付に係る療養を受けた者に係る特定療養費の額は、特定療養費算定額とする。

3 特定承認保険医療機関等及び保険医療機関等並びに保険医等は、厚生大臣が定める特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、特定療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

4 老人医療受給対象者が特定承認保険医療機関等について療養を受け、又は保険医療機関等について第一項に規定する厚生大臣が定める療養を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等に支払うべき療養に要した費用について、特定療養費として老人医療受給対象者に對し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に對し特定療養費の支給があつたものとみなす。

6 特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした老人医療受給対象者に對し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

7 厚生大臣は、第一項に規定する療養、第二項の規定による基準並びに第三項に規定する特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

8 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

9 第二十五条第二項、第三項（第三号を除く。）及び第五項（第三号を除く。）、第二十七

条、第二十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、特定承認保険医療機関等並びに特定承認保険医療機関等について受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

10 第二十五条第二項から第五項まで、第二十七、七条、第二十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、保険医療機関等について受けた第一項に規定する厚生大臣が定める療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十二条第一項中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改め、同項第一号中「医療」の下に「又は特定療養費の支給を加え、同項第二号中「保険医療機関等」の下に「及び特定承認保険医療機関等」を加え、同項第三号中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を加え、同条第二項中「費用」の下に「又は特定療養費に係る療養に要する費用を加え、同条第三項中「額とする」を「額とし、特定療養費に係る療養に要する費用の額は、前条第二項の厚生大臣が定める基準により算定した額とする」に、「その額」を「それらの額」に改め、「現に医療」の下に「又は特定療養費に係る療養」を加える。

第三十三条中「医療」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第三十四条中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改める。

第三十五条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第三十六条の前の見出し中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条中「医療」を削り、「その期間」の下に「に係る医療又は特定療養費の支給」を加える。

「又は特定療養費の支給」を加える。

第三十九条中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に、「医療」を「医療又は特定療養費に係る療養」に、「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改める。

第四十条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第四十一条中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改め、「支払った価額」の下に「又は支給した特定療養費の額」を加える。

第四十二条第一項中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改め、「価額」の下に「又は支給した特定療養費の額」を加え、同条第二項中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を加え、「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条第三項中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を加え、「費用」の下に「又は第三十一条の二第四項の規定による支払」を加える。

第四十三条中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に、「当該医療を受ける」を「当該医療若しくは特定療養費の支給を受ける」に、「当該医療を担当する」を「当該医療若しくは特定療養費に係る療養を担当する」に改める。

第四十四条第一項及び第二項中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第四十五条中「除く」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第四十六条中「除く」の下に「及び特定療養費」を加える。

第四十七条中「当該市町村が行う医療」の下に「及び特定療養費の支給（以下「医療等」という。）を加え、「費用及び」を「費用」に、「医療」を「医療等」に改める。

準用する場合を含む。」に改める。

第四十九条から第五十一条までの規定中「医療」を「医療等」に改める。

第五十四条ただし書中「超える額」の下に「とその超える額に係る調整金額との合計額を、満たない額」の下に「とその満たない額に係る調整金額との合計額」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算医療費拠出金の額と確定医療費拠出金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

第五十五条第一項及び第二項を次のように改める。

前条第一項の概算医療費拠出金の額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額（当該年度における当該加入者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、当該年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生

省令で定めるところにより算定される額
(次号において「調整対象外医療費見込額」という。)を除く。)に概算加入者調整率を乗じて得た額

二 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額

2 前項第一号の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第五十五条第三項中「第二項第二号」を「第一項第一号」に改める。

第五十六条第一項を次のように改める。
第五十四条第一項の確定医療費拠出金の額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が前々年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額(前々年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要した費用の額として厚生省令で定めるところにより算定される額)と
二 市町村が前々年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要した費用の額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。)を除いて得た額が、前条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費額」という。)を除く。)に確定加入者調整率を乗じて得た額

二 当該保険者に係る調整対象外医療費額

第五十六条第二項中「前項第一号」を「前項第一号」に改める。

第五十七条中「第二十九条第二項」の下に「(第三十一条の二第九項及び第十項において準用す

第七部 社会労働委員会会議録第四号 昭和六十一年十一月二十七日【参議院】

る場合を含む。以下この条において同じ。)を加え、「同条第三項」を「第二十九条第三項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」に、「医療」を「医療等」に、「同条第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

第六十三条第一項及び第三項並びに第七十九条第一項及び第二項中「医療」を「医療等」に改める。

第八十二条第一項中「及び」の下に「特定療養費又は」を加える。
第八十六条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

附則第二(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三(条見出しを含む。)中「医療」を「医療等」に改める。

る給付(次項及び第六項において「老人保健法の規定による医療等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)に係る被保険者証の返還を求めることができる。この場合において、当該世帯主は市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。

4 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者(老人保健法の規定による医療等を受けることができる者を除く。)に係る被保険者資格証明書(その世帯に属する老人保健法の規定による医療等を受けることができる者があるときは、当該被保険者資格証明書及びその者に係る被保険者証)を交付する。

5 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

6 世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が老人保健法の規定による医療等を受けることができる者となつたときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

7 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

8 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

9 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

10 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

11 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

12 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

13 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

14 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

15 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

16 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

17 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

18 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

19 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

20 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

「医療」の下に「又は特定療養費に係る療養」を加える。

第五十三条第一項中「療養を受けた」を「療養(当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間の療養を除く。を受けた)」に改める。

第五十四条の二を第五十四条の三とし、第五十四条の次に次の一条を加える。

第五十四条の二 保険者は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について診療又は薬剤の支給を受けたときは、療養費を支給するものとする。

2 前項に規定する場合において、当該世帯主又は組合員に対し当該被保険者に係る被保険者証が交付されているとすれば前条第一項の規定が適用されることとなるときは、保険者は、療養費を支給することができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「療養の給付を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合」と、「特定療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合」と読み替へるものとする。

第五十五条第一項中「若しくは第五十三条第一項」を、第五十三条第一項に、「療養又は」を「療養若しくは療養費に係る療養又は」に改め、「医療」の下に「若しくは特定療養費に係る療養」を、「特定療養費の支給」の下に「療養費の支給を含む。」を加え、同条第二項中「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支給を含む。)」を加え、同項第一号中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を、「場合におけ

る」を、「場合において」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは第五十三条第一項」を、第五十三条第一項に、「療養又は」を「療養若しくは療養費に係る療養又は」に改め、「医療」の下に「若しくは特定療養費に係る療養」を、「特定療養費の支給」の下に「療養費の支給を含む。」を加え、同条第二項中「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支給を含む。)」を加え、同項第一号中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を、「場合におけ

る」を、「場合において」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは第五十三条第一項」を、第五十三条第一項に、「療養又は」を「療養若しくは療養費に係る療養又は」に改め、「医療」の下に「若しくは特定療養費に係る療養」を、「特定療養費の支給」の下に「療養費の支給を含む。」を加え、同条第二項中「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支給を含む。)」を加え、同項第一号中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を、「場合におけ

る」を、「場合において」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは第五十三条第一項」を、第五十三条第一項に、「療養又は」を「療養若しくは療養費に係る療養又は」に改め、「医療」の下に「若しくは特定療養費に係る療養」を、「特定療養費の支給」の下に「療養費の支給を含む。」を加え、同条第二項中「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支給を含む。)」を加え、同項第一号中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を、「場合におけ

る」を、「場合において」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは第五十三条第一項」を、第五十三条第一項に、「療養又は」を「療養若しくは療養費に係る療養又は」に改め、「医療」の下に「若しくは特定療養費に係る療養」を、「特定療養費の支給」の下に「療養費の支給を含む。」を加え、同条第二項中「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支給を含む。)」を加え、同項第一号中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を、「場合におけ

る」を、「場合において」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは第五十三条第一項」を、第五十三条第一項に、「療養又は」を「療養若しくは療養費に係る療養又は」に改め、「医療」の下に「若しくは特定療養費に係る療養」を、「特定療養費の支給」の下に「療養費の支給を含む。」を加え、同条第二項中「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支給を含む。)」を加え、同項第一号中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を、「場合におけ

る」を、「場合において」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは第五十三条第一項」を、第五十三条第一項に、「療養又は」を「療養若しくは療養費に係る療養又は」に改め、「医療」の下に「若しくは特定療養費に係る療養」を、「特定療養費の支給」の下に「療養費の支給を含む。」を加え、同条第二項中「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支給を含む。)」を加え、同項第一号中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を、「場合におけ

る医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条第三項中「特定療養費の支給」の下に「療養費の支給を含む。」を、「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第五十六條第一項中「特定療養費の支給」の下に「療養費の支給を含む。」を加える。

第五十九條中「特定療養費の支給」の下に「療養費の支給を含む。」以下この節において同じ。」を加える。

第四章第三節中第六十三條の次に次の一条を加える。

第六十三條の二 保険者は、保険給付（第四十三條第三項又は第五十六條第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が、災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料を滞納しているときは、厚生省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

第六十四條第一項中（第四十三條第三項又は第五十六條第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を削る。

第七十二條の二（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）を削る。

第八十一條の三ただし書中「超える額」の下に「とその超える額に係る調整金額との合計額」を、「満たない額」の下に「とその満たない額に係る調整金額との合計額」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する調整金額は、前々年度におけるすべての被用者保険等保険者に係る概算療養給付費拠出金の額と確定療養給付費拠出金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生省令で定めるところにより各被用者保険等保険者ごとに算定される額とする。

第八十一條の四第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第八十一條の五第一項中「第八十一條の三」を「第八十一條の三第一項」に改める。

第九十一條第一項中「交付の請求」の下に「又は返還」を加える。

第二百二十七條第一項中「又は第三項」を「若しくは第七項」に、「又は虚偽の届出をした者」を「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」に改める。

（老人福祉法の一部改正）
第三条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。
第一章中第十条の次に次の一条を加える。
（連携及び調整）

第十条の二 この法律に基づく福祉の措置の実施に当たっては、前条に規定する老人保健法に基づき措置との連携及び調整に努めなければならない。

（老人保健法の一部改正）
第四条 老人保健法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 費用」を「第四章 老人保健施設療養費の支給（第四十六條の二）第四十六條の六」に改める。
第三章の二 老人保健施設療養費の支給（第四十六條の二）第四十六條の六（五）に、「第八十五條」を「第八十四條の二」に改める。

第六条に次の一項を加える。

4 この法律において「老人保健施設」とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人（その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。）に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うこ

とを目的とする施設として、第四十六條の六第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

第十二條第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 老人保健施設療養費の支給
第十七條の二の次に次の一条を加える。

（老人保健施設療養費の支給）
第十七條の三 老人保健施設療養費の支給は、第四十六條の二第一項の規定により支給する給付とする。

第二十條中「及び特定療養費の支給」を、「特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給」に改める。

第二十九條第三項中「国民健康保険団体連合会」の下に「（以下「連合会」という。）」を加える。

第三章第三節の次に次の一節を加える。
第四節 老人保健施設療養費の支給
（老人保健施設療養費の支給）
第四十六條の二 市町村長は、老人医療受給対象者が、老人保健施設から看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療（以下「施設療養」という。）を受けたときは、その者に対し、当該施設療養に要した費用（食費その他の厚生省令で定める費用を除く。以下同じ。）について、老人保健施設療養費を支給する。

2 前項の老人保健施設療養費は、厚生省令で定めるところにより、市町村長が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 施設療養を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、自己の選定する老人保健施設について、健康手帳を提示して、受けるものとする。

4 老人保健施設療養費の額は、老人保健施設において受ける施設療養の態様に応じて定額とし、当該施設療養に要する平均的な費用（食費その他の厚生省令で定める費用を除く。）の額を基礎として厚生大臣が定める。

5 厚生大臣は、前項の定めをしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

6 老人医療受給対象者が老人保健施設から施設療養を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該老人保健施設に支払うべき当該施設療養に要した費用について、老人保健施設療養費として老人医療受給対象者に対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該老人保健施設に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し老人保健施設療養費の支給があつたものとみなす。

8 市町村は、老人保健施設から老人保健施設療養費の請求があつたときは、第四項の規定による厚生大臣の定め及び第四十六條の八第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準（施設療養の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

9 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金、連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

10 前各項に規定するもののほか、老人保健施設の老人保健施設療養費の請求に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（領収証の交付）
第四十六條の三 老人保健施設は、施設療養その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

（特別会計）
第四十六條の四 市町村は、老人保健施設療養費の支給に関する収入及び支出について、第三十三條に規定する特別会計において経理するものとする。

（準用）

第四十六條の五 第三十四條から第四十三條まで、第四十四條第二項及び第三項、第四十五條並びに第四十六條の規定は、老人保健施設療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 老人保健施設

(開設許可)

第四十六條の六 老人保健施設を開設しようとする者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 老人保健施設を開設した者(以下「老人保健施設の開設者」という。)が、当該老人保健施設の収容定員その他厚生省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号(前項の申請にあつては、第二号及び第三号)に該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 当該老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。

二 当該老人保健施設が第四十六條の八第一項に規定する施設又は同条第二項に規定する人員を有しないとき。

三 第四十六條の八第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

4 都道府県知事は、営利を目的として、老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

(施設療養に関する業務の管理)
第四十六條の七 老人保健施設の開設者は、厚生省令で定めるところにより、当該老人保健施設に係る施設療養に関する業務を医師に管理させ、又は自ら管理しなければならない。

(施設の基準)
第四十六條の八 老人保健施設は、厚生省令で定めるところにより、療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他の厚生省令で定める施設を有しなければならない。

2 老人保健施設は、厚生省令で定める員数の医師、看護婦及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

4 老人保健施設の開設者は、前項の基準に従い、老人の心身の状況等に応じて適切な施設療養その他のサービスを提供するものとし、いやくも老人の福祉を損なうような老人保健施設の運営を行つてはならない。

5 厚生大臣は、第一項及び第二項の厚生省令を定めようとするとき、並びに第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(広告制限)
第四十六條の九 老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問はず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

二 老人保健施設に勤務する医師及び看護婦の氏名

三 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 前項各号に掲げる事項を広告するに当たつても、医師又は看護婦の技能又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、厚生大臣が特に必要があると認めて定める事項は、これを広告することができる。この場合において、

厚生大臣は、その広告の方法についても、必要な定めをすることができる。

4 第一項各号に掲げる事項又は前項の規定に基づき厚生大臣が定める事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたり、又はその方法が同項の規定による定めに違反してはならない。

(変更の届出)

第四十六條の十 老人保健施設の開設者は、第四十六條の六第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該老人保健施設の開設者の住所その他の厚生省令で定める事項に変更があつたときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)
第四十六條の十一 厚生大臣、都道府県知事又は保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一條の規定に基づく政令で定める市の市長は、必要があると認めるときは、老人保健施設の開設者、施設療養に関する業務を管理する者又は医師その他の従業者(以下「開設者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、開設者等に対して質問させ、若しくは老人保健施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立ち入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(設備の使用制限等)
第四十六條の十二 都道府県知事は、老人保健施設が、第四十六條の八第一項に規定する施設を有しなくなつたとき、又は同条第三項に

規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準(設備に関する部分に限る。)に適合しなくなつたときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第四十六條の十三 都道府県知事は、老人保健施設に係る施設療養に関する業務を管理する者が当該業務を管理する者として不適当であると認めるときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、当該業務を管理する者の変更を命ずることができる。

(業務運営の改善命令等)
第四十六條の十四 都道府県知事は、老人保健施設が、第四十六條の八第二項に規定する人員を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。)に適合しなくなつたときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その運営の改善を命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

(許可の取消し)
第四十六條の十五 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、当該老人保健施設に係る第四十六條の六第一項の許可を取り消すことができる。

一 老人保健施設の開設者が、第四十六條の六第一項の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

二 老人保健施設の開設者が前三條の規定による命令に違反したとき。

三 老人保健施設の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があつたとき。

四 老人保健施設療養費の請求に関し不正があつたとき。

五 老人保健施設の開設者等が、第四十六條

の十一第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 老人保健施設の開設者等が、第四十六条の十一第一項の規定により出頭を求められてこれに應ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該老人保健施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該老人保健施設の開設者又は当該老人保健施設に係る施設療養に関する業務を管理する者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(医療法の準用)

第四十六条の十六 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第九条の規定は老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項の規定は老人保健施設に係る施設療養に関する業務を管理する者について、同法第二十五条の二の規定は保健所を設置する市の市長が第四十六条の十一第一項の規定により行う処分に対する不服申立てについて、同法第三十条の規定は第四十六条の十二から前条までの規定に基づく処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替等は、政令で定める。

(医療法との関係等)

第四十六条の十七 老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定(健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く)において「病院」又は「診療所」とあるのは、老人保健施設(政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く)を含むものとする。

2 施設療養を受けている者が老人保健施設に

ついて受ける医療及び機能訓練は、第三章(第四節を除く)に規定する医療及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。

第四十七条中「及び特定療養費の支給」を「特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給に改める。

第四十八条第一項中「及び第二十九条第二項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む)」を「並びに第二十九条第二項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む)」及び第四十六条の二第八項に改め、「第二十九条第三項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む)」の下に「及び第四十六条の二第九項を加える。

第五十七条中「第二十九条第二項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)」の下に「及び第四十六条の二第八項」を、「第二十九条第三項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む)」の下に「及び第四十六条の二第九項」を、「関する第二十九条第二項」の下に「及び第四十六条の二第八項」を加える。

第八十二条第一項中「又は医療費の支給」を「若しくは医療費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改める。

第七章中第八十五条の前に次の一条を加える。

第八十四条の二 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の九第一項、第二項又は第四項の規定に違反した者

二 第四十六条の十二又は第四十六条の十三の規定に基づく命令に違反した者

第八十六条中「又は特定療養費の支給」を、「特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改め、「第四十四条第二項」の下に「第四十六条の五において準用する場合を含む。以下

この条において同じ。」を加え、「同項」を「第四十四条第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八十六条の二 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の七の規定に違反した者

二 第四十六条の十一第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第四十六条の十六において準用する医療法第九条の規定に違反した者

第八十六条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第八十四条の二又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(医療法の一部改正)

第五十条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二 第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たつては、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による老人保健施設(以下「老人保健施設」という)の収容定員数は、厚生省令の定めるところにより、前条第二項に規定するその他の病床に係る既存の病床数とみなす。

第三十九条第一項中「又は医師」を「医師」に改め、「診療所」の下に「又は老人保健施設」を加える。

第四十二条、第四十四条第二項第三号、第四十七條第一項及び第四十八條中「又は診療所」を「診療所又は老人保健施設」に改める。

第六十五条中「又は第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項」に改め、「診療所」の下に「又

は老人保健施設」を加える。

第六十八条の二 第二項中「又は診療所」を、「診療所又は老人保健施設」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第六條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 生活困難者に対して、無料又は低額な費用で老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)にいう老人保健施設を利用させる事業

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十一年十一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中老人保健法第七條第二項及び規定、同法第七條に一項を加える改正規定並びに同法第三十一条の次に一條を加える改正規定(同法第三十一条の二第七項及び第八項に係る部分に限る)、第四條中老人保健法第三章第三節の次に一節を加える改正規定(同法第四十六条の次に一章を加える改正規定(同法第四十六条の八第五項に係る部分に限る))並びに附則第四條第二項の規定 公布の日

二 第四條の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五條の規定及び第六條の規定並びに附則第七條から附則第二十二條まで、附則第二十四條及び附則第三十八條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(医療費に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に行われた診療、薬剤の支給又は手当

れる額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して

に対する施行日以後に行われた医療及び特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)に要する費用の額(以下この号において「施

める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分

かわらず、当該保険者に係る概算拠出金相当額

から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

2

前項の規定に基づき算定される昭和六十一年度の確定医療費拠出金の額に相当する額（以下この項において「確定拠出金相当額」という。）から、市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療及び特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）に要する費用の額について旧老健法第五十六条の規定の例により算定される額を控除した額（以下この項において「増加額」という。）が著しく多額であつた保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の確定医療費拠出金の額は、前項の規定にかかわらず、当該保険者に係る確定拠出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

第七條

第一号に掲げる額（以下この項において「概算拠出金相当額」という。）から第二号に掲げる額を控除した額（以下この項において「増加額」という。）が著しく多額になると見込まれる保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額は、前項の規定にかかわらず、当該保険者に係る概算拠出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

附則第六條

一 新老健法第五十五条の規定に基づき算定される当該保険者に係る昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額に相当する額

二 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

イ 市町村が昭和六十一年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及

び老人保健施設療養費の支給に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この項において「昭和六十一年度老人医療費見込額」という。）にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額の十二分の八に相当する額

(1) 一から(2)に規定する加入者按分率を控除して得た率

(2) 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五条第一項第二号の加入者按分率に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た率

次に掲げる額の合計額の十二分の四に相当する額

(1) 昭和六十一年度老人医療費見込額に百分の二十を乗じて得た額

(2) 昭和六十一年度老人医療費見込額（当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十一年度老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十一年度老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この項において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（3）において「調整対象外医療費見込額」という。）を除く）の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

(3) 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

2

前項の規定は、昭和六十一年度の確定医療費拠出金について準用する。この場合において、概算拠出金相当額」とあるのは「確定拠出金相当額」と、「多額になると見込まれる」とあるのは「多額であつた」と、「概算医療費拠出金」とあるのは「確定医療費拠出金」と、「新老健法第五十五条」とあるのは「新老健法第五十六条」と、「支弁する」とあるのは「支弁した」と、「費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額」とあるのは「費用の額」と、「昭和六十一年度老人医療費見込額」とあるのは「昭和六十一年度老人医療費見込額」と、「新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率」とあるのは「新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率」と、「平均一人当たり老人医療費見込額」とあるのは「平均一人当たり老人医療費見込額」と、「調整対象外医療費見込額」とあるのは「調整対象外医療費見込額」と読み替へるものとする。

第八條 前二条の規定の適用がある保険者以外の保険者に係る概算医療費拠出金の額又は確定医療費拠出金の額の算定に關し、前二条の措置に伴い必要な新老健法第五十五条若しくは第五十六条又は附則第四條若しくは第五條の規定の特例その他の事項は、政令で定める。

（昭和六十一年度の拠出金の額の変更等）

第九條 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遡及なく、各保険者が昭和六十一年度に納付すべき拠出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の拠出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十條 第一条の規定による改正後の国民健康保険法第六十三条の二の規定は、施行日以後に受けた療養に係る特定療養費、療養費、特例療養費、高額療養費若しくは同法第四十三条第三項若しくは第五十六条第二項の規定による差額の支給又は施行日以後の出産及び死亡その他の事由に基づく同法第五十八条の規定による給付について適用する。

第十三條 第二条の規定による改正後の国民健康保険法第八十一条の三第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の療養給付費拠出金の額の算定について適用し、昭和六十一年度以前の年度の療養給付費拠出金の額の算定については、なお従前の例による。

（健康保険法の一部改正）

第十二條 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四十三條ノ四第二項中「医療」の下に「及特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第四十三條ノ十二第六号中「医療」の下に「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第五十五條第一項中「老人保健法ノ規定ニ依ル医療」の下に「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を、「又ハ同法ノ規定ニ依ル医療」の下に「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第五十六條第二項中「医療」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

第六十九條の十二第二項第二号中「医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を加える。

第六十九條の十五第五項中「及び老人保健法」を「並びに老人保健法に改め、医療」の下に「及び特定療養費の支給」を加え、同条第五項中「医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を加える。

第六十九條の二十六第一項ただし書中「医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を加える。

(船員保険法の一部改正)

第十三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項前段中「医療」の下に「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第五十条ノ九第二項中「老人保健法ノ規定ニ依ル医療」の下に「若ハ特定療養費ノ支給」を、「同法ノ規定ニ依ル医療」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を、「其ノ医療」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第十四条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条及び第六十四条第三項中「規定による医療」の下に「特定療養費」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条及び第六十六条第三項中「規定による医療」の下に「特定療養費」を加える。

第九十六条第一項及び第四百四十四条の第三項の表第九十六條第一項の項中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十九條第三項」の下に「同法第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。」を加える。

(健康保険法の一部改正)

第十七条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を、「特定療養費ニ係ル療養若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」に改める。

療養」を、「特定療養費ニ係ル療養若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十六条第二項中「医療」又ハ特定療養費ノ支給」を「医療、特定療養費ノ支給又ハ老人保健施設療養費ノ支給」に改める。

第六十九条の十二第二項第一号中「若しくは特定療養費の支給」を、「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

第六十九条の十五第一項中「及び特定療養費の支給」を、「特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給」に改め、同条第五項中「医療若しくは特定療養費の支給」を「医療、特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「若しくは特定療養費の支給」を、「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第十八条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項前段中「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を、「特定療養費ニ係ル療養若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十条ノ九第二項中「若ハ特定療養費ノ支給」を、「特定療養費ノ支給若ハ老人保健施設療養費ノ支給」に改め、同条第五項中「医療」又ハ特定療養費ノ支給」を「医療、特定療養費ノ支給又ハ老人保健施設療養費ノ支給」に改める。

第九十六条第一項及び第四百四十四条の第三項の表第九十六條第一項の項中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第十九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「若しくは特定療養費に係る療養」を、「特定療養費に係る療養若しくは老人保健施設療養費に係る療養」に改め、同条第二項第一号中「若しくは特定療養費の支給」を「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に、「又は特定療養費の支給」を「特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改める。

「特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改め、同条第三項中「医療」又は特定療養費の支給」を「医療、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二十条 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「若しくは医療費」の下に「若しくは老人保健施設療養費」を加え、「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第六十四条第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第八十七条の五第一項中「医療費の支給」の下に「若しくは老人保健施設療養費の支給」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十一条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「若しくは医療費」の下に「若しくは老人保健施設療養費」を加え、「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第九十六条第一項及び第四百四十四条の第三項の表第九十六條第一項の項中「医療費の支給」の下に「若しくは老人保健施設療養費の支給」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「(同法第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」の下に「若しくは同法第四十六条の二第九項」を、「又は診療報酬」の下に「若しくは老人保健施設療養費」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第四号中「医療」の下に「(同法の規定によつて特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち、当該特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定めらる金額に相当する部分を含む。)」を加える。

第二十四条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第四号中「うち」を「うち」に改め、「部分」の下に「又は同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る施設療養」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第二十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険の業務運営に関する文書の項の次に次のように加える。

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項各号に掲げる業務(基金の業務)及び国民健康保険法第八十一条の十第一項各号に掲げる業務(基金の業務)に関する文書

社会保険診療報酬支払基金

(地方税法の一部改正)

第二十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づく医療」の下に「(同法の規定によつて特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち、当該特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。)」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)
第二十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第六条第十五号中「医療以外」を「医療等以外」に、「並びに医療」を「医療」に改め、「算定に関する基準」の下に「特定療養費に係る療養についての費用の額の算定に関する基準並びに特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」を加える。

第二十八條 厚生省設置法の一部を次のように改正する。
第六条第十五号中「並びに特定療養費」を「特定療養費」に改め、「療養の取扱い及び担当に関する基準」の下に「老人保健施設の設備及び運営に関する基準並びに老人保健施設療養費の額」を加える。

十一月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)(第百六回国会提出、衆議院継続審査)
一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全

国鉄施設労働組合関係)(第百六回国会提出、衆議院継続審査)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄労働組合関係)(第百六回国会提出、衆議院継続審査)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄動力車労働組合関係)(第百六回国会提出、衆議院継続審査)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全国鉄動力車労働組合連合会関係)(第百六回国会提出、衆議院継続審査)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(国鉄千葉動力車労働組合関係)(第百六回国会提出、衆議院継続審査)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)(第百六回国会提出、衆議院継続審査)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)(第百六回国会提出、衆議院継続審査)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)(第百六回国会提出、衆議院継続審査)

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全

林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)(第百六回国会提出、衆議院継続審査)

林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。及び定期作業員)(第百六回国会提出、衆議院継続審査)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和61年6月3日

年裁決定第604号
(鉄道労働組合関係)

年裁決定第604号
公共企業体等労働委員会

年裁決定第604号
裁定書

年裁決定第604号
裁定書

年裁決定第604号
裁定書

年裁決定第604号
裁定書

年裁決定第604号
裁定書

年裁決定第604号
裁定書

年裁決定第604号
裁定書

年裁決定第604号
裁定書

年裁決定第604号
裁定書

年裁決定第604号
裁定書

職員の内賃金の1.42%相当額に1,310円を加えた額4,429円の増額をもつて引き上げること。

理由
1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均7%の引上げを要求したのに対し、公団が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,098円(定期昇給分を含め6,041円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月25日に調停委員長見解として「1.42%+1,310円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月6日公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金との関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和60年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率は1.1%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年5.74%程度の給与改定を内容とする人事院勧告がなされ、実施時期を除き勧告どおり実施されたことに留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で論議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とすること、比較要素に勤続年数を加味することを主張した。その上でこのような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃

理由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均29,000円の引上げと35歳・勤続17年の労働者の基準内賃金を237,000円にすることを要求したのに対し、公社が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,098円(定期昇給分を含め6,041円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月25日に調停委員長見解として「1.42%+1,310円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月6日公共企業体等労働委員会での決議によって紛争の処理が仲裁に移された。

- (1) 生計費の動向を消費者物価指数（総務庁統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和60年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率では1.1%であつた。
- (2) 国家公務員給与との関係については、昨年5.7%程度の給与改定を内容とする人事院勧告がなされ、実施時期を除き勧告どおり実施されたことに留意した。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、規模 100 人以上の企業を対象とすることが適当であり、比較要素を含め従来とおりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、戦続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となっていることは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が、民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

この結果、昭和60年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(5) 委員会には、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

なお、「35歳・勤続17年」の労働者の基賃内賃金の引上げ要求については、従来とおり配分の問題として処理し、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、引き続き労使において検討することを期待する。

4 主文の原資の配分については労働時間の協議により
よつて決定することとし、その協議を早期に完了
し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよううろ
要望する。

5 委員会は、公社が前記回答を行うにあたり、
その前提条件として合理化の推進、余剰人員刈
策、職務規律の確立等及び増収・経費節減の各
項目にわたる国鉄改革の具体的計画を示した箇

委員会は、関係政府機関が早期に必要な措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

公共企業体等労働委員会
国労61年新賃金仲裁委員会

秀夫 昌三郎 道夫 尚俊 正治郎 勇之和
堀 原 橋口 原 木代 氏 青 神
委員長 員 員 員 員 員 員 員 員

一 昭和六十一年三月二十日国鉄労働組合（以下「組合」という。）は、昭和六十一年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和六十一年四月二十一日組合の申請により公共企業体等労働委員會の調停段階に入り、更に同年五月六日同委員會の決議により仲裁手続に移行し、同委員會は、同年六月三日仲裁裁定（第六百六十九号）を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
(国鉄動力車労働組合関係)

公共企業体等労働組合連合会 昭和六十一年十一月二十七日
「こ」 関係の種別を定める。

昭和61年6月3日
仲裁裁定第670号
(国鉄動力車労働組合関係)

仲裁 裁定 書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第670号

裁定 定

関係当事者

東京都品川区西五反田3丁目2番13号
国鉄動力車労働組合

中央執行委員長 松崎 明

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
日本国有鉄道

総 裁 杉浦 寛也

昭和61年4月21日国鉄動力車労働組合から調停申請があり、5月6日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和61年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和61年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.42%相当額に1,310円を加えた額4,429円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が年齢、勤続年数別の基本給の引上げ（35歳・勤続17年で21,100円など）を要求したのに対し、公社が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,038円（定期昇給分を含め、041円）とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月25日に調停委員長見解

として「1.42%+1,310円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月6日公共企業体等労働委員会の決議によって紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総務庁統計局調べ、全国）によつてみると、本年3月の対前年同月上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率は1.1%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年5.74%程度の給与改定を内容とする人事院勧告がなされ、実施時期を除き勧告どおり実施されたことに留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で協議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とすること、比較要素に勤続年数を加味することを主張した。その上でこのような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いと主張するとともに、かりにこのような手法を用いずとも、100人以上規模の企業の賃金との比較において、賃金水準に格差が生じてきているとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、比較要素を含め従来どおりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに労働者側が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から協議が行われており、これまでの公共企業体等労働問題懇話会における検討の経緯などをふまえ、今後さらに本問題解決にむけ協議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイル方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和60年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点での具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め4.53%程度になるものと推定したが、この推定に与えるN-T-Tのウエイトがかなり大きいことに留意した。なお、最近の急激な経済環境の変化がとくに中小企業の賃金引上げ動向に与える影響についても留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 組合の要求している年齢、勤続年数別の基本給の引上げに関する問題については、本文では触れなかつたが、これを新賃金決定方式の問題として扱うことは現行制度のもとでは困難である。

したがって、当面は、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、これを配分の問題として処理し、将来のあり方については、いわゆる標準労働者方式と現行方式による賃金引上げ及び現行賃金体系との関連などの諸問題を含め、さらに労使において検討することを期待する。

5 本文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、公社が前記回答を行うにあたり、その前提条件として合理化の推進、余剰人員対策、職場規律の確立等及び増収・経費節減の各項目にわたる国鉄改革の具体的計画を示した経緯に留意し、この際労使双方に対し、一致協力して企業経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要望する。

昭和61年6月3日
公共企業体等労働委員会

秀夫 三郎 尚俊 昌三 橋口 原木 代
道夫 助郎 正浩 勇和 氏青 神代
委員長 委員長 委員長 委員長 委員長 委員長

一 昭和六十一年三月十八日国鉄動力車労働組合（以下「組合」という。）は、昭和六十一年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和六十一年四月二十一日組合の申請により公共企業体等労働委員会との調停段階に入り、更に同年五月六日同委員会との決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月三日仲裁裁定（第六百七十号）を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

裁 定
 関係当事者
 東京都北区滝野川3丁目3番の1
 全国鉄動力車労働組合連合会
 中央執行委員長 遠藤 泰三
 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
 日本国有鉄道

昭和62年4月21日全国鉄動力車労働組合連合会から調停申請があり、5月6日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和61年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和61年4月1日以後、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.42%相当額に1,310円を加えた額4,429円の原因をもつて引き上げること。

に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
(全国鉄動力車労働組合連合会関係)
公共企業体等労働委員会 の別紙裁定について、
公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に
より、国会の議決を求める。

昭和61年6月3日
仲裁裁定第677号
(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総務庁統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和60年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率は1.1%であつた。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年5.74%程度の給与改定を内容とする人事院勧告がなされ、実施時期を除き勧告とおり実施されたことに留意した。

紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で論議が行われた。労働者側からは、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模などを1,000人以上とすること、比較要素に勤続年数を加味することを主張した。その上でこのような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いと主張するとともに、かりにこのような手法を用いずとも、100人

金水準に格差が生じてきているとして、それは正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、規模100人以上の企業を対象とすることが適当である。比較要素を含め従来と通りの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられな、いと主張した。また、比較要素については、動続年数がわが国の賃金決定において一つの

重要な要素となっていることは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

構などをふまえ、今後さらに本問題解決にむむけ協議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり男性、学歴、年齢別のラズパイエス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和60年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

期の黄金引上げ状況の推定にあたり、郵政決が要請されている現在の時点と具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め、4.53%程度になるものと推定したが、この推定に与えるNTTのウエイトがかなり大きいことに留意した。なお、最近の急激な経済環境の変化がとくに中小企業の賃金引上げ動向に与える影響についても留

5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況については、それぞれ、それそれの経営状況には相違が認められるものの、これを資金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的資金の役割などを考慮すれば、基本的資金の引上げについて格差を設けることは適當でないと考えた。

委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に考慮した結果、従来とおり民間賞金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。したがって、委員会は、同様の判断に基づいて、

委員会は、以上の判断を基礎として行う今後の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め4.53%程度になるものと推定したが、この推定に与えるNTTのウエイトがかなり大きいことに留意した。なお、最

緯に留意し、この際労使双方に対し、一致協力して企業経営の合理化及び生産性の向上に格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応

秀三郎 尚俊 正治郎 勇和 道夫 俊助 橋口 原木代 堀市舟山氏青神

昭和六十一年三月二十日国鉄千葉動力車労働

組合（以下「組合」という。）は、昭和六十一年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を日本国有鉄道及び日本国有鉄道千葉鉄道管理局に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和六十一年四月二十一日組合の申請により公共企業体等労働委員会関東地方調停委員会の調停段階に、公共企業体等労働委員会の決議により同年四月二十二日同委員会の調停段階に入り、更に同年五月六日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月三日仲裁裁定（第六百七十八号）を行つた。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

合分を含め6,244円)

る賃金水準の比較を行うためには、規模100

人以上の企業を対象とすることが適当であり、比較要素を含め従来どおりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となっていることは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに労働者側が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から論議が行われており、これまでの公共企業体等労働問題懇話会における検討の経緯などをふまえ、今後さらに本問題解決にむけ論議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスバイネス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和60年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点では具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の加重平均は、定期月給分を含め4.53%程度になるものと推定したが、この推定に与えるNTTのウエイトがかなり大きいことに留意した。なお、最近の急激な経済環境の変化がとくに中小企業の賃金引上げ動向に与える影響についても留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来

から業績手当等によって調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに受ける必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 本文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識するとともに、企業経営の厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努め、より一層の合理化と生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和61年6月3日

公共企業体等労働委員会

日林労61年新賃金仲裁委員会

- | | |
|-----|----------|
| 委員長 | 堀 秀 夫 |
| 委員 | 市 原 昌三郎 |
| 委員 | 舟 橋 尚 道 |
| 委員 | 山 口 俊 夫 |
| 委員 | 山 口 正 治郎 |
| 委員 | 氏 原 勇之助 |
| 委員 | 青 木 和 俊 |
| 委員 | 神 代 俊 和 |

事 由

昭和六十一年三月六日日本林業労働組合（以下「組合」とする。）は、昭和六十一年四月六日の賃金引上げに関する交渉を本組合に提出し、組合は、同交渉を重く受け、速に交渉を遂行する旨を組合に通知した。組合は、昭和六十一年四月六日の賃金引上げに関する交渉を重く受け、速に交渉を遂行する旨を組合に通知した。組合は、昭和六十一年四月六日の賃金引上げに関する交渉を重く受け、速に交渉を遂行する旨を組合に通知した。

組合は、昭和六十一年四月六日の賃金引上げに関する交渉を重く受け、速に交渉を遂行する旨を組合に通知した。組合は、昭和六十一年四月六日の賃金引上げに関する交渉を重く受け、速に交渉を遂行する旨を組合に通知した。組合は、昭和六十一年四月六日の賃金引上げに関する交渉を重く受け、速に交渉を遂行する旨を組合に通知した。

昭和61年6月3日
仲裁裁定第667号
（日本林業労働組合関係一基一）
仲 裁 裁 定 書

公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第667号
裁 定

関係当事者
東京都千代田区霧が関1丁目2番1号
日本林業労働組合
中央執行委員長 川本 俊彦
東京都千代田区霧が関1丁目2番1号
林野庁長官 田中 恒寿

昭和61年4月21日日本林業労働組合から調停申請があり、5月6日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和61年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

林野庁所屬の公共企業体等労働関係法上の職員のうち基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員の基準内賃金を、昭和61年4月1日以降、1人当たり、月額4,610円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基本給1人平均19,000円の引上げを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を月額1,162円（基幹作業職員以外の者については日給制による。）とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月26日に調停委員長見解として月額4,610円の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月6日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。この結果、本文に掲げる職員の賃金引上げについては、その雇用の形態にしたがって調整した基準内賃金に基づき、定員内職員に係る賃金引上げ額の原資の算定方法と同一の方法により算定した1人当たり月額4,610円の原資をもつて行うことが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

3 本文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

4 委員会は、この際とくに労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識するとともに、企業経営の厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努め、より一層の合理化と生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

5 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和61年 6月3日

公共企業体等労働委員会

日林労61年基幹作業職員等

新賃金仲裁委員会

委員長	堀 秀 夫
委員	市 原 昌三郎
委員	舟 橋 尚 道
委員	山 口 俊 夫
委員	氏 原 正治郎
委員	青 木 勇之助
委員	神 代 和 俊

主 文

一 昭和六十一年三月六日日本林業労働組合（以下「組合」とする。）は、昭和六十一年四月一日に組合員（以下「組合員」とする。）の賃金を林野庁に交渉し、交渉の結果、昭和六十一年四月十一日組合員の申請より公共企業体等労働委員会の調停裁定により、更に昭和五十一年四月六日同委員会の裁定により、

後手続に移行し、同委員会が、同年六月三日仲裁裁定（第六百六十七号）を行った。

二 仲裁裁定の実施については、現状のままでは、仲裁上問題となることは想定せざるを得ない。本裁定は、公共企業体等労働組合第六十次総会（以下「総会」とする。）の議決による。

公共企業体等労働組合第六十次総会（以下「総会」とする。）は、昭和六十一年四月六日、同組合の議決により、公共企業体等労働組合第六十次総会（以下「総会」とする。）の議決による。

昭和61年 6月3日

仲裁裁定第672号

（全林野労働組合関係）

仲 裁 裁 定 書

公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第672号

裁 定

関係当事者

東京都文京区大塚3丁目28番7号

全林野労働組合

中央執行委員長 川合 勇

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

林野庁長官 田中 恒寿

昭和61年 4月21日全林野労働組合から調停申請があり、5月6日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和61年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」とする。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

林野庁所屬の公共企業体等労働関係法上の職員

（昭和40年公共企業体等労働委員会告示 第1号に掲げる者を除く。）のうち、定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金を、昭和61年 4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.42%相当額に1,310円を加えた額4,871円の原資をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が標準労働者（高卒普通職・35歳・勤続17年）の基準内賃金を256,000円とし、これを基準に俸給表を改善することとを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,254円（定期昇給分を含め6,244円）とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月25日に調停委員見解として「1.42%+1,310円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月6日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金準則を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総務庁統計局調べ、全国）によつてみると、昭和60年度平均の上昇率は1.9%であり、本年3月の対前年同月上昇率では1.1%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年度5.74%程度の給与改定を内容とする人事院勧告がなされ、実施時期を除き勧告どおり実施されたことに留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法など

について労使間で協議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とすること、比較要素に勤続年数を加味することを主張した。その上でこのような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いと主張するとともに、かりにこのような手法を用いずとも、100人以上規模の企業の賃金との比較において、賃金水準に格差が生じてきているとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、比較要素を含め従来どおりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に関し、とくに労働者側が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から議論が行われており、これまでの公共企業体等労働問題懇話会における検討の経緯などをふまえ、今後さらに本問題解決にむけ協議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイル方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和60年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認め、

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今

期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点で具体的数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の加重平均は、定期昇給分を含め4.53%程度になるものと推定したが、この推定に与えるNTTのウエイトがかなり大きいことに留意した。なお、最近の急激な経済環境の変化がとくに中小企業の賃金引上げ動向に与える影響についても留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、本文では触れなかつたが、当面は、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待する。

5 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識するとともに、企業経営の

厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努め、より一層の合理化と生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和61年6月3日

公共企業体等労働委員会

全林野61年新賃金仲裁委員会

委員長	堀 秀夫
委員	市 原 昌三郎
委員	舟 橋 尚 道
委員	山 口 俊 夫
委員	氏 原 正治郎
委員	青 木 勇之助
委員	神 代 和 俊

事 由

1 昭和六十一年三月七日全林野労働組合（以下「組合」という。）は、昭和六十一年四月一日に提示された賃金引上げに関する要求を林野庁に提出し、「国労交渉を重んじたが、解決が困難な事態となり、昭和六十一年四月二十一日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月六日同委員会の決議により仲裁手続は進行し、同委員会は、同年六月三日に仲裁決定（第六百三十二年）を出した。

2 仲裁決定の要旨は以下の通りである。本裁定は、公共企業体等労働組合の要求を基本とし、組合の主張を考慮するものとする。

公共企業体等労働組合は、組合が標準労働者（基準作業員1級・35歳・勤続17年）の基準内賃金を268,700円とし、これを基準に基本給表及び基本賃金額表を改善することを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を月額1,162円（基準作業員以外の者については日給制による。）とする旨回答したが、交渉は決

裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月25日に調停委員長見解として月額4,610円の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月6日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

昭和61年6月3日
仲裁裁定第673号
（全林野労働組合関係―基―）

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

仲裁裁定第673号
仲裁裁定第673号

ために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和61年6月3日

公共企業体等労働委員会

全林野61年基幹作業職員等

新賃金仲裁委員会

委員	夫
委員	秀
委員	三郎
委員	堀
委員	市
委員	原
委員	橋
委員	尚
委員	道
委員	俊
委員	山
委員	口
委員	氏
委員	正治郎
委員	勇之助
委員	青木
委員	神代
委員	和
委員	俊

事由

一 昭和六十一年三月七日全林野労働組合(以下「組合」という)は、昭和六十一年四月一日以降の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和六十一年四月二十一日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月六日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年六月三日仲裁裁定(第六百七十三号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状においては、予算上可能であるとは断定できないので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

昭和六十一年十二月六日印刷

昭和六十一年十二月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局